

特集

10月1日から申請受付が開始された
インボイス制度とは？

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。その登録申請受付が、令和3年10月1日から開始されています。このインボイス制度についてご案内します。

「インボイス制度」ってなに？

今までは、消費税の免税事業者からの請求であっても、仕入税額控除が可能でした。しかし、令和5年（2023年）10月1日からは、新たに導入される「適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者」（課税事業者のみ登録可能）からの請求でなければ、仕入税額控除ができなくなります。これを「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」といいます。

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、適格請求書を交付し（交付した適格請求書の写しを保存）、買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けた適格請求書の保存等が必要となります。

インボイスに必要な記載事項

請求書		△△商事(株)	
11月分 131,200円		登録番号 T012345...	××年11月30日
日付	品名	金額	
11/1	魚 *	5,000円	
11/1	豚肉 *	10,000円	
11/2	タオルセット	2,000円	
...			
合計	120,000円	消費税	11,200円
8%対象	40,000円	消費税	3,200円
10%対象	80,000円	消費税	8,000円
		* 軽減税率対象	

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

※①④⑤の下線部分が、現行の区分記載請求書に追加される事項となります。

申請方法は、申請書の送付とe-TAXによる方法があり、申請書は、各国税局の中にある「インボイス登録センター」へ送ることになっています。（最寄りの税務署に送付しても登録センターに送られます）個人事業主の方は個人番号(マイナンバー)の記載と、本人確認書類の添付が必要となります。

制度の詳しい説明については、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。（右のQRコード）



みえ商工会アンテナショップ 新商品情報

マルシェグランマ スイーツの日 12/11(土)・12(日)

津北商工会員 ヤマキ水産(株)さん シマホッケ出汁入り 魚醬干し		明和町商工会員 フローナルさん イセカダモンコーラ炭酸入り	
松阪北部商工会員 (有)寿総合食品さん 柚子胡椒		大台町商工会員 鯛平さん たいやき	
度会町商工会員 喜多製茶さん べにふうき粉末緑茶		みえ熊野古道商工会員 (株)丸寿海産さん 鯛の旨辛ほぐし 柚子胡椒味	

津北商工会員 パティスリー ナカジマヤさん ◇たべリーな◇	菟野町商工会員 岩嶋屋さん ◇どら焼き◇
	やっぱり定番 プレーン
4種類(プレーン、抹茶、いちご、チョコ)のふわっふわの生地でクリームを包みました。	ちよびりほろにが まこも
	優しい甘さの きなこ
	あと引くおいしさ あんバター

【法務】リーガルサポート

三重県商工会連合会では、会員事業所の抱える経営上の法律課題を解決することを目的に、弁護士による無料相談会を実施しています。
 開催時間は10:00～17:00(原則1事業所1時間)。
 利用相談やご予約は、最寄りの商工会へお問い合わせください。

開催場所	開催日
三重県商工会連合会(津市)	12/8(水) 12/24(金) 1/6(木) 1/25(火)
朝明商工会館(川越町)	12/1(水) 1/14(金)
玉城町商工会館	1/19(水)
多気町商工会館	12/16(木)

【金融】金利情報

商工会では、商工会の経営指導を6か月以上受けた小規模事業者に対し「無担保・無保証人」で、日本政策金融公庫が融資を行う小規模事業者経営改善資金(マル経)融資制度にて金融支援を行っています。
 令和3年11月1日現在の年利は1.21%です。
 ※コロナウイルス対策は、この金利から▲0.9%引き下げ(当初3年間)特別利子補給制度(実質無利子)も実施されています。

がんばる企業を応援します。

三重県信用保証協会

県内の商工会と連携し、事業を営むみなさまを全力でサポートします!!

小規模事業資金	保証限度額 2,500万円 固定金利 1.60% または 1.70%	一般保証料より信用保証料率が優遇	低利な固定金利で資産調達が可能
---------	---------------------------------------	------------------	-----------------

本店 059-229-6021(代表) 四日市支店 059-353-9161(代表) <https://www.cgc-mie.or.jp/>

令和3年度 三重県内において加入促進特別運動実施中

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある
自分で積み増しするには、どんなものがあるの?

~24時間・365日お問い合わせ可能になりました~

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。
 契約者貸付けの利用が可能
 契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
 共済金の受給権は差押禁止
 共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。